

(1) 部分開示とした保有個人情報

平成〇年〇月〇日に宮崎県人事課が〇〇〇〇氏に対して行った事情聴取の報告書又は復命書その他関係する文書に関する保有個人情報。

(2) 部分開示とした理由

ア 本件請求に関しては、宮崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第2号（請求者以外の特定の個人が識別できる情報）及び第7号オ（人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる情報）に該当する不開示情報が含まれることから、部分開示とした。

イ 本件に係る事情聴取については、職員の行った事案に対し、その事実を聴取・確認し、懲戒処分等の必要性について判断を行うためのものであり、これを開示することにより、将来の同種の事案発生時において事情聴取を行う際、被聴取者が聴取内容を事前に想定することが可能となることから、公正かつ適切な事情聴取の実施が困難となり、懲戒事案に係る職務遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものである。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書及び口頭意見陳述で述べている要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 「条例第17条第7号オに該当する不開示情報が含まれることから部分開示を行った」ことは同条例の不適正な運用であり、反論する。

イ 不開示情報には、単に事実関係を確認するだけの情報が含まれており、条例第17条第7号に該当するとして不開示にすることは妥当ではない。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和 2年10月28日	諮問を受けた。
令和 2年11月 4日	諮問の審議を行った。
令和 2年12月22日	諮問の審議を行った。

6 審議会の判断理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に審査請求人に対して行った事情聴取に係る記録であり、審査請求人と聴取者との事情聴取での主なやりとりが記載されている。

(2) 審議会における審査方法について

当審議会は、条例第48条第1項に基づき、インカメラ審理（実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審議会の委員が本件決定に係る公文書を実際に見分して審査を行うこと）を行い、本件決定の妥当性について審議した。

(3) 条例の規定について

ア 条例第17条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

(ア) 条例第17条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもので、ただし書に掲げる情報を除くもの。」を不開示情報として規定している。

(イ) 同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）」を不開示情報から除外することと規定している。

イ 条例第17条第7号（行政の事務事業に関する情報）

(ア) 条例第17条第7号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものに該当するもの」を不開示情報として規定している。

(イ) 「次に掲げるもの」として、「オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの」を規定している。

(4) 本件決定の妥当性について

本件対象保有個人情報に係る本件決定の妥当性について検討する。

ア 条例第17条第2号の妥当性について

実施機関が条例第17条第2号に基づいて不開示とした箇所は、聴取者の職及び氏名、事情聴取に係る事案の関係職員の職及び氏名等の審査請求人以外の個人に関する情報である。

このうち、聴取者の職及び氏名については、聴取者は公務員であり、同号ウにおいて、公務員の職及び氏名は不開示情報から除外すると規定されているが、実施機関は、聴取者の職及び氏名を開示することにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるとして不開示と判断したものである。しかし、この「不当に害するおそれがある」とは、抽象的なおそれでは足りず、具体的なおそれがあることが必要であり、本件の場合、審査請求人は聴取者の職及び氏名を既に把握しており、その情報を開示することで、当該聴取者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、聴取者の職及び氏名については、開示が妥当である。

また、事情聴取に係る事案の関係職員に係る、審査請求人以外の個人に関する情報について、当審議会にて本件対象保有個人情報を見分したところ、その情報には開示することにより、当該関係職員の権利利益を害するおそれがある箇所が含まれていると認められた。加えて、本件対象保有個人情報は、事情聴取における審査請求人と聴取者とのやり取りとなっており、審査請求人は当該個人情報を知り得ているものであるため、審査請求人にとって改めて開示される必要性は低いと言える。よって、当該箇所については、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は聴取者等の氏名は不開示で構わない旨主張しているが、当審議会としては、審査請求人が本件請求を取り下げたものではないため、条例に基づき審議した結果、開示が妥当と判断する。

イ 条例第17条第7号オの妥当性について

条例第17条第7号オの規定する「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの」とは、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められることが、当該情報を取り巻く客観情勢から具体的に挙証できることを意味する。

事情聴取に係る記録については、同号オに基づいて直ちに不開示となるものではなく、個々の事例ごとに、開示することにより保護される利益と、開示しないことにより保護される利益を比較衡量して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる場合は不開示とすることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

本件の不開示部分は、事情聴取における審査請求人と聴取者とのやり

とりの一部であり、審査請求人は聴取内容を把握しているものである。また、不開示部分には、審査請求人自身の過去の行動に関する事実など、実施機関の評価や意見を含まない客観的な事実が含まれている。

本件のような事実確認のための事情聴取記録において、明らかに審査請求人が知り得ていると認められる情報及び客観的事実について、この情報を開示することにより、将来、同種の事案が発生した際に事情聴取を行う場合、被聴取者が聴取内容を事前に想定できるとは考え難く、開示することによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすとは認められないと判断されることから、同号オに基づいて不開示としている部分については、開示が妥当である。

ただし、事情聴取に関係する事案の関係職員に係る、審査請求人以外の個人に関する情報については、当審議会にて本件対象保有個人情報を見分したところ、その情報を開示することにより、将来における事情聴取において、審査請求人以外の個人に関する情報が重要な聴取事項であるにもかかわらず、当該情報についての聴取が困難になる可能性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた。よって、当該箇所については、不開示が妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、開示を受けた保有個人情報の内容について、審査請求人が録音した音声記録と異なっている等主張するが、審査請求人のその他の主張については、当審議会にて判断し得るところではない。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。